

奈良県告示第五百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 解除予定保安林の所在場所 奈良市大保町五三八の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）・六三六の三（国有林）、六三六の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
 - 三 解除の理由 指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を奈良県農林部森林整備課及び奈良市役所に備え置いて縦覧に供する。）